		諸器材購入
		武器車両等整備
		艦船建造
		艦船整備
		航空機購入
		特定防衛調達航空機購入
		航空機整備
		特定防衛調達航空機整備
		提供施設等整備
		提供施設移設整備
		自衛隊施設整備
		教育訓練用器材購入
		教育訓練用器材借入れ等
		教育訓練用器材整備
		公務員宿舎建設等
		障害防止対策施設整備
		障害防止対策事業費補助
		教育施設等騒音防止対策事業費補助
		施設周辺整備助成補助
		道路改修等事業費補助
	防衛装備庁	研究開発
		弾薬購入
		自衛隊施設整備

別表　2　特別会計　(2)　国庫債務負担行為を次のように改める。

所　管	特別会計	事　項
財務省及び国土交通省	財政投融資	
	特定国有財産整備勘定	特定施設整備
農林水産省	食料安定供給	
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業
		総合農地防災事業
		離島かんがい排水事業
国土交通省	自動車安全	
	空港整備勘定	空港整備
		競争導入公共サービス空港整備事業発注者支援業務
		空港整備事業費補助
		北海道空港整備
		競争導入公共サービス北海道空港整備事業発注者支援業務
		北海道空港整備事業費補助
		離島空港整備
		沖縄空港整備
		競争導入公共サービス沖縄空港整備事業発注者支援業務
		航空路整備
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	
	復興庁	
	復興庁	地域連携道路事業
		競争導入公共サービス道路整備事業発注者支援業務
		港湾改修事業
		競争導入公共サービス港湾整備事業発注者支援業務
		農業水利施設放射性物質対策事業
		農業用施設災害復旧事業
		農地災害復旧事業
		農業用施設等災害関連事業
		河川等災害復旧事業

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年二月三日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：札幌支店 郵便番号：060―0042 所在地：北海道札幌市中央区大通西４―１ 電話番号：011―241―7231	営業所又は事務所の名称：札幌支店 郵便番号：060―0002 所在地：北海道札幌市中央区北二条西３―１―20札幌フコク生命越山ビル３階 電話番号：011―241―7231

(2)　変更年月日

平成29年２月20日

(3)　変更の理由

移転のため

○農林水産省告示第一百七号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月三日

農林水産大臣　山本　有二